

職員の給与等に関する報告及び勧告について

岩手県人事委員会委員長談話

本県の職員においては、新型コロナウイルス感染症対策や東日本大震災津波からの復興を始め、県が直面する様々な課題に対し、一丸となって全力で取り組まれていることに対し、心から敬意を表します。

本日、岩手県人事委員会は、議会及び知事に対し、職員の給与等について報告及び勧告を行いました。

(給与勧告の基本的考え方)

- 1 本委員会は、労働基本権制約の代償措置としての機能を十分に踏まえ、地方公務員法に定める給与決定の諸原則に従い、県内の民間事業所従業員の給与を重視するとともに、国及び他の都道府県の職員の給与その他の諸事情を総合的に勘案し、検討を行ってきました。

(職員の給与に関する事項)

- 2 本年4月の月例給については、職員が民間を平均1,015円(0.29%)下回ったことから、これに見合うよう初任給及び若年層の給料月額を引き上げる旨を勧告しました。

特別給(期末手当・勤勉手当)についても、職員が民間を下回ったことから、職員の年間支給月数を0.10月分引き上げる旨を勧告しました。

- 3 また、交通用具使用者に係る通勤手当について、県内の昨今のガソリン価格の動向等負担の実態を考慮し、手当の額を検討する必要がある旨を報告しました。

- 4 さらに、会計年度任用職員の期末手当について、会計年度任用職員以外の職員との均衡を考慮しつつ、支給月数を検討する必要がある旨を報告しました。

(公務運営に関する事項)

- 5 この他、有為な人材の確保及び育成、長時間勤務の解消、両立支援の推進、心身の健康管理、ハラスメント対策、定年引上げへの対応について報告しました。

- 6 このうち、有為な人材の確保については、県職員の志望者の減少は深刻な状況にあり、今後、県の組織の適切な運営に多大な影響をもたらすことが強く懸念されることから、民間企業の採用活動の早期化を踏まえた採用方法の検討や、大学におけるキャリア教育の状況を踏まえた広報活動の展開、専門職種を志望する学生の確保に向けた取組の展開に重点を置いて人材の確保を図っていくことなどについて報告しました。

議会及び知事におかれましては、地方公務員法に定める職員の給与決定の根本基準、給与勧告制度の意義や役割を十分に理解され、適切に対応されるよう要請します。

県民各位におかれましては、人事委員会が行う給与勧告の意義と職員の適正な勤務条件を確保することの必要性について、深い御理解をいただきたいと思います。

令和4年10月21日

岩手県人事委員会

委員長 渡辺 正和